

帰還困難区域（浪江町）に墓石を所有していた申立人について、当該墓石の撤去費用の賠償が認められた事例（なお、直接請求手続において、当該墓石について、改葬に係る費用、祭祀に係る費用及び諸費用として、151万円が別途賠償済み。）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 墓石（所在地：福島県双葉郡浪江町〇〇 〇〇墓地）撤去費用

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目についての和解金として、申立人に対し、金400,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年11月20日

（仲介委員 中尾 正浩）